

基本的な考え方

維持管理作業は、公園の快適性、安全性にかかるとおり、原則として大阪府が主体的に実施する。

○リーディング区域

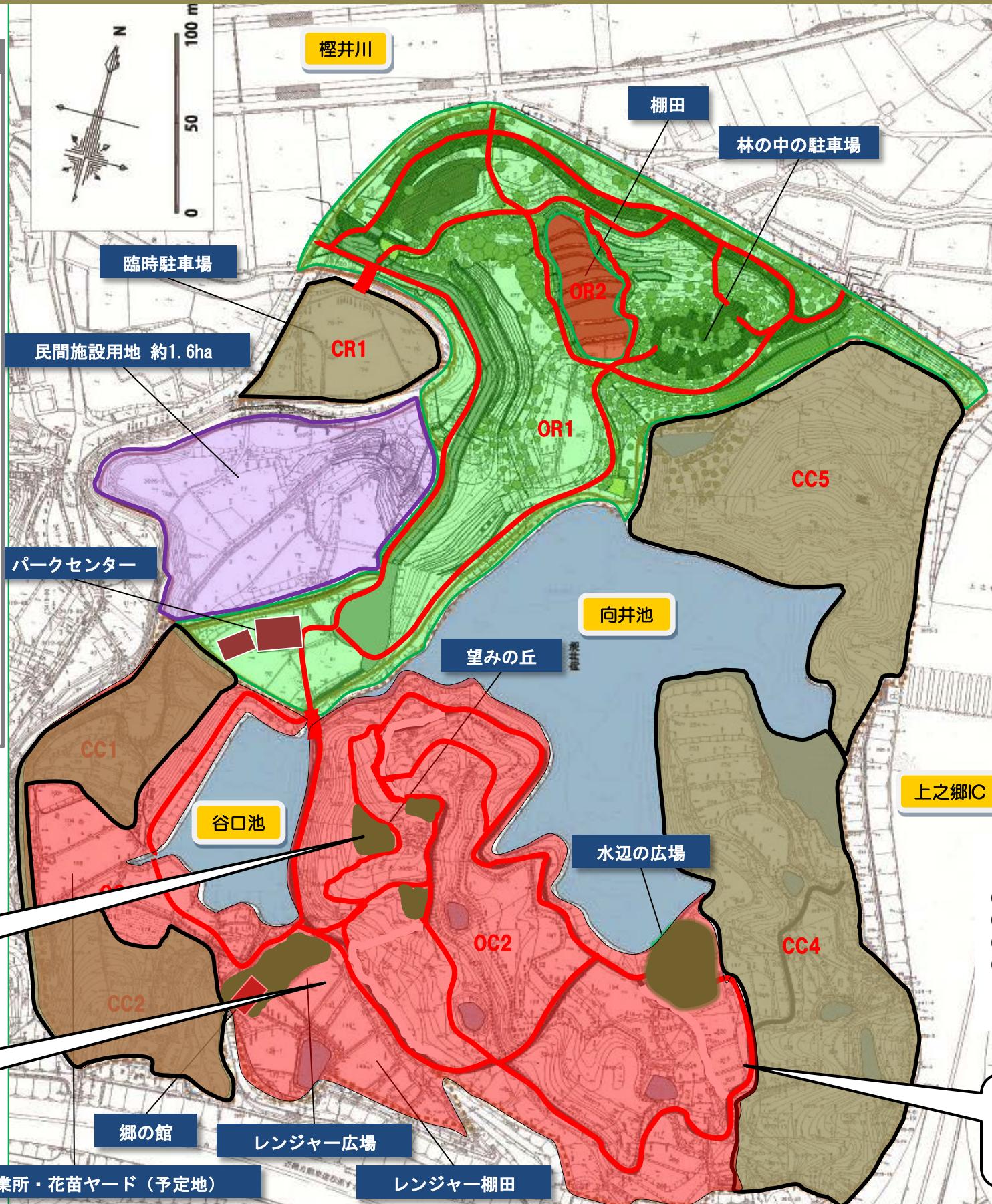
・公園のエントランス部分であり、通常の都市公園並みの管理頻度とする。

○コラボレーション区域

・園路、広場については、大阪府が定期的に除草、清掃を実施する。

・ただし、施工箇所、時期などの詳細については、パーククラブとの協議の上、決定する。

・パーククラブは、あくまで自主活動の一環として、これまでどおり除草、清掃を実施。



管理頻度
・管理頻度等については、継続して検討

OR…リーディング区域の開設区域
OC…コラボレーション区域の開設区域
CR…リーディング区域の未開設区域
CC…コラボレーション区域の未開設区域

Ex.望みの丘部については、パーククラブの自主活動と府の維持管理業務の協働で除草を実施(別紙参照)

Ex.棚田部については、パーククラブの自主活動と府の維持管理業務の協働で除草を実施

Ex.これまで、竹林間伐をおこなってきた区域(公園のみどころとなる区域)については、パーククラブに加えて、大阪府もササ伐採などを実施

